

②名称	European Union Intellectual Property Office (EUIPO)				
	欧州連合知的財産庁(EM)				
③所在地	Apartado de Correos, 77, E-03080 Alicante, Spain				
④連絡先	(電話) (34) 965 139 100		(FAX) (34) 965 131 344		
	(E-mail) information@euipo.europa.eu		(internet) https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/home		
⑤組織の長	Executive Director :				
	Mr. Christian Archambeau				
⑥沿革	(1) 欧州共同体における商標及び意匠の保護を目的としてEuropean Community Lawに準拠して1993年に設立された共同体の一機関である。				
	(2) 欧州共同体商標が、1993年12月20日の理事会規則第40/94号、及び理事会規則第40/94号を実施するための1995年12月13日の委員会規則2868/95号に基づき、1996年4月1日から受付が開始された。				
	(3) 欧州登録共同体意匠が、2001年12月21日の理事会規則第6/2002号、及び理事会規則6/2002号を実施するための2002年10月21日の委員会規則2245/2002号に基づき、2003年4月1日から受付が開始された。				
	(4) OHIMIにおいては共同体商標及び意匠の出願受理、審査、登録、審判に関する業務を掌理している。				
⑦所管	共同体商標、共同体意匠				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2008/1/1	
	マドリッド(標章)	マドプロ 2004/10/1	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

②名称	European Union Intellectual Property Office (EUIPO) 欧州連合知的財産庁(EM)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	意匠	全数	29,703	29,972	32,624	35,082
		(内 域外出願)				
		(内日本から)	1,219	1,140	1,130	984
	商標	全数	144,564	152,988	159,161	176,859
		(内 域外出願)				
		(内日本から)	2,618	2,744	2,896	2,842
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	意匠	全数	28,957	29,255	30,598	35,452
		(内 域外出願)				
		(内日本から)	1,205	1,140	1,062	1,075
	商標	全数	130,406	136,192	142,088	153,684
		(内 域外出願)				
		(内日本から)	2,607	2,677	2,949	2,938
(出典): WIPO IP Statistics						

②名称

European Union Intellectual Property Office (EUIPO)

欧州連合知的財産庁(EM)

⑫ 組 織

<組織図>

Chairperson of the Administrative Board
(管理委員会委員長)
Chairperson of the Budget Committee
(予算委員会委員長)

President
(EUIPO長官)

Department for IP Policy
Director

Department for Designs and Register
Director

General Services Department
Director

Human Resources Department
Director

Information Technologies Department
Director

Institutional Affairs and External
Department
Director

Quality Management Department
Director

Cancellation and Litigation Department
Director

Coordination of activities relating to
litigation in Community trade msk and
Community design cases
Director

Internal Auditor

Vice-President
(副長官)

Boards of Appeal President
(審判委員会委員長)

First Board of Appeal Chairperson

Second Board of Appeal
Chairperson

Third Board of Appeal Chairperson

Fourth Board of Appeal Chairperson

(出典): EUIPOのHP

①名称	European Union Intellectual Property Office (EUIPO) 欧州連合知的財産庁(EM)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	欧州連合意匠意匠理事会規則 2002R0006(2012年4月24日改正, 2013年7月1日版)
	③地理的効力の範囲	欧州連合のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (欧州連合意匠理事会規則第14条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、加盟国の1ヶ国において資格を有し、共同体内に営業所を有する法律実務家、工業所有権に関する事項において代理人として行為する権限を有する職業代理人であることを要する。 (欧州連合意匠理事会規則第77条、第78条)
	⑦出願言語	登録共同体意匠の出願は、共同体公用語の1によって行わなければならない(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語) (欧州連合意匠理事会規則第98条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録共同体意匠は、出願日から5年。5年ごとに4回、更新できる。(最長25年) (欧州連合意匠指令第10条、欧州連合意匠理事会規則第11条) 無登録共同体意匠は、共同体内において最初に利用に供された日から3年
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (欧州連合意匠指令第5条、同第7条)
	⑩グレースピリオド	有。12月。次のケースが規定されている。 (1) 意匠の創作者又はその意匠の権利承継人に起因する開示(期間の制約なし) (2) 意匠の創作者又はその意匠の権利承継人に対する濫用による開示(期間の制約なし) (欧州連合意匠指令第7条)
	⑪不登録対象	(1) 技術的機能によってのみ支配される意匠 (2) 製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に手続を形成及び実施を要しなければならないもの (3) 公序良俗に反する意匠 (欧州連合意匠指令第8条、第9条)
	⑫実体審査の有無	無。(出願は方式要件のみが審査される。(欧州連合意匠理事会規則第45条))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の一部を構成する部分(部品)の意匠は、当該意匠が製品に組込後も、製品の通常の使用中に外部から目視可能であり、当該部品の視覚的特徴が新規性及び独自性を有する場合に限り意匠として保護される。(欧州連合意匠理事会規則第3条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件の審査後、方式要件を満たすものは公報により公告(公開)される。 (欧州連合意匠理事会規則第49条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先主張日から30月の期間内で意匠の公告を繰延べることができる。 (欧州連合意匠理事会規則第50条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。(無効審査請求制度) (欧州連合意匠理事会規則第24条、第52条)
	㉓登録表示義務	無。

①名称	European Union Intellectual Property Office (EUIPO) 欧州連合知的財産庁(EM)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	欧州連合商標理事会規則2017/1001 2017年10月1日施行
	③地理的効力の範囲	欧州連合のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、団体商標、証明商標
	⑥商標の種類	文字標章、図形標章、立体標章、位置標章、パターン標章、色彩標章、音標章、動き標章、マルチメディア標章、ホログラム標章 (欧州連合商標委員会実施規則第3条(3))
	⑦出願人資格	EU加盟国の国民、WTOの締約国の国民、EU又はパリ条約の締約国の国民ではなく、EU加盟国、又はパリ条約の締約国の領域内に居住し、又は工業上又は商業上の営業所を有する者、相互主義による者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (欧州連合商標理事会規則第8条(1)(2))
	⑨本国登録要件	(不明)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、加盟国の1ヶ国において資格を有し、欧州経済地域内に営業所を有する法律実務家、工業所有権に関する事項において代理人として行為する権限を有する職業代理人であることを要する。(欧州連合商標理事会規則第119条(2)、120(1))
	⑪出願言語	英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の公用語、及びその他の欧州連合国の公用語。EUIPOでは、欧州連合出国出願の5つの公用語以外のものは、5つの公用語の1つへの翻訳を手配する。(欧州連合商標理事会規則第146条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。(欧州連合商標理事会規則第52条)
	⑬グレースピリット	有。公の又は公認の国際博覧会において出願に係る標章を付した商品又はサービスを最初に展示した日から6ヶ月(欧州連合商標理事会規則第38条(1)(2))
	⑭不登録対象	<p>(1) 第4条の要件に適合していない記号</p> <p>(2) 識別性を欠く商標</p> <p>(3) 商標であって、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用することができず、記号又は表示のみによって構成されているもの</p> <p>(4) 商標であって、通用語において、又は公正であり、かつ、確立した商慣習において、常用されるようになっていく記号又は表示のみによって構成されているもの</p> <p>(5) 次に記載する事項のみを構成要素としている記号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品そのものの性質から生じる形状又はその他の特徴 ・技術的成果を得るために必要な、商品の形状又はその他の特徴 ・商品に本質的価値を与える形状又はその他の特徴 <p>(6) 商標であって、公共の秩序又は一般に是認された道徳規範に反するもの</p> <p>(7) 商標であって、商品又はサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞を生じるような性質のもの</p> <p>(8) 商標であって、権限を有する当局によって許可されておらず、かつ、工業所有権の保護に関するパリ条約(「パリ条約」)第6条の3の規定に従って拒絶されるべきもの</p> <p>(9) 商標であって、パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記号、紋章又は紋章入りの盾を含んでおり、かつ、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について権限を有する当局の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>(10) 商標であって、原産地名又は地理的表示の保護について定めている欧州連合法制若しくは国内法又は欧州連合若しくはその加盟国を当事者とする国際条約の規定により登録から排除されるもの</p> <p>(11) 商標であって、ぶどう酒に関する伝統的用語の保護について定めている欧州連合法制は欧州連合を当事者としている国際条約の規定により登録から排除されるもの</p> <p>(12) 商標であって、伝統的特産品保証の保護を定めている欧州連合法制又は欧州連合を当事者としている国際条約によって登録から排除されるもの</p> <p>(13) 商標であって、植物品種権の保護について定めている欧州連合法制若しくは国内法又は欧州連合若しくは関連する連合加盟国が当事者である条約に従って登録されている、先の植物品種名称によって構成されているか、又はその主要部を複製するものであり、かつ、同一又は近似の種に係わる植物品種に関するもの</p>

①名称	European Union Intellectual Property Office (EUIPO) 欧州連合知的財産庁(EM)	
		(14) 不登録事由が欧州連合の一部に限って存在する場合 (欧州連合商標理事会規則第7条)
⑮防護標章制度の有無	無	
⑯周知商標制度の有無	有。	パリ条約第6条の2の定の下で周知商標として保護される商標は保護される。 (欧州連合商標理事会規則第8条(2)(c))
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	出願は、所有者の権利に関する要件及び絶対的拒絶理由に関する審査が行われる。また、異議申立時にはその審査が行われる。 (欧州連合商標理事会規則第42条、第47条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	出願公開制度はないが、出願が条件を満たしているときは公告(公開)される(欧州連合商標理事会規則第44条)。
㉒異議申立制度の有無	有。	何人も出願公告日から3ヶ月以内に異議申立を行なうことができる。 (欧州連合商標理事会規則第46条)
㉓無効審判制度の有無	有。	(無効審査請求制度) (欧州連合商標理事会規則第63条)
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年の期間、継続して使用していないときは、不使用取消の対象となる。 (欧州連合商標理事会規則第18条(1)、第63条)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	(ニース協定には未加盟) (欧州連合商標理事会規則第33条(1)、欧州連合商標委員会実施規則第7条)
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。	(ウィーン協定には未加盟)
㉗譲渡要件	有。	(欧州連合商標理事会規則第20条(3))
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料	(電子出願) 1050 EUR(3分類まで。3分類超は1分類につき150EURを加算) (電子出願以外) 900 EUR(3分類まで。3分類超は1分類につき150EURを加算)
㉙料金減免措置の有無	[商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料	(電子更新) 1,350 EUR(3分類まで。3分類超は1分類につき400EURを加算) (電子更新以外) 1,500 EUR(3分類まで。3分類超は1分類につき400EURを加算)
	無。	